

議員提出第3号議案

足立区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び足立区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和7年3月24日

提出者

足立区議会議員	鹿	浜	昭
同	長	井	まさのり
同	は	た	の 昭 彦
同	ぬ	か	が 和 子
同	た	が	た 直 昭
同	か	ね	だ 正
同	へ	ん	み 圭 二
同	佐	々	木 まさひこ
同	土	屋	の り こ
同	中	島	こういちろう
同	し	ぶ	や 竜 一
同	富	田	けんたろう

足立区議会議長 ただ太郎 様

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出する。

足立区議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
足立区議会個人情報の保護に関する条例（令和４年１２月２２日条例
第６５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項
第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬
若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章
において」及び「この章及び第５４条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第５４条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章
及び第５４条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第５４条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を
加える。

第５９条、第６０条及び第６１条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５９条か
ら第６１条までの改正規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰につい
ては、なお従前の例による。